

政策3 福祉・健康

～元気で助け合えるまちをつくる～

3-1 地域福祉の推進 —誰もが地域で健やかに暮らせる助け合いのまちをつくります—

施策の目的

誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域における助け合い・支え合いなど、地域共生社会*の実現に向けた地域づくりと包括的な支援体制の構築を推進します。

関連するSDGs



施策の現状

誰もが安心して地域で暮らしていくためには、一人ひとりの状況に応じた支援が必要です。また、近年の多様化・複雑化・複合化した地域社会の課題に対応するため、制度・分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超え、包括的に支援することが重要になっています。そのためには、関係機関や団体等が連携し、情報共有によるネットワーク化を図りながら、適切なケアマネジメントを行うとともに、市民や企業等による公的制度以外のサービスも含め、多様な主体による支え合い活動を推進していく必要があります。

前期基本計画期間中には、地域の担い手となる各種サポーターやボランティアリーダーの育成を行うとともに、地域活動やボランティア活動に関する情報共有を行い、地域での支え合い・声かけの重要性をより多くの市民に理解してもらえるように周知・啓発を進めました。

これまで平成28（2016）年3月に策定した「第2期地域福祉計画及び地域福祉活動計画」に基づき、計画の推進や各事業の取組を行い、安全・安心に暮らせる環境を充実させてきました。

また、地域包括支援センター*や子育て世代包括支援センターなどにおける相談体制を充実させ、地域包括支援体制*を構築しました。

更に、災害時に高齢者や障がいのある方の避難等が円滑に行えるよう、避難行動要支援者*名簿を整備するとともに、支援者による平常時の見守り強化のため、同名簿への登録制度を推進しました。

今後も課題を抱える個人や世帯は増加すると見込まれるため、「改正社会福祉法」等を反映した「第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画」（令和4年（2022）年3月策定）を着実に進め、地域共生社会づくりを推進します。

施策の課題

1	意識啓発と担い手づくり
2	助け合い・支え合いの仕組みづくり
3	安全・安心に暮らせる環境づくり
4	サービスを適切に受けられる相談体制の充実

■ 主な取り組み

（1）意識啓発と担い手づくり

羽生市社会福祉協議会と共に、「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の意義や重要性を市民に周知し、適切な情報提供と意識啓発を行います。

また、社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員と連携し、地域の担い手づくりや地域活動リーダーの育成を進めます。

【主な事業】

- 「地域福祉計画及び地域福祉活動計画」の周知
- 情報提供の充実
- 人材育成の推進

（2）助け合い・支え合いの仕組みづくり

自助・共助を推進するため、近所や地域で助け合い、支え合う関係を築く取組を支援し、地域の多世代が交流を深めることができる場所づくりと、地域の見守り活動を推進します。また、全ての世代で活用できる新しい地域包括支援体制の仕組みづくりを進めます。

【主な事業】

- 近所づきあいの促進と地域活動の促進
- 地域見守りネットワークの構築
- 地域包括支援体制の構築

（3）安全・安心に暮らせる環境づくり

誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、健康で生きがいのある日常生活が送れるよう、保健・医療・介護の体制を整備するとともに、公共施設・交通環境などのバリアフリー化を推進します。

また、自治会や民生委員・児童委員による地域の見守りと声かけ等で地域のつながりを強化し、災害などの緊急時に要支援者への対応ができる体制づくりを支援します。

【主な事業】

- 健康づくり・生きがいづくりの充実
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成推進と管理

（4）保健福祉サービスを適切に受けられる体制づくり

生活困窮者、ひとり親家庭、引きこもり、ケアラー・ヤングケアラー*など様々な困難を抱える市民を早期に発見し対応するため、包括的な相談支援体制を充実させます。また、複雑・多様な社会保障制度や保健福祉サービスを市民が適切に利用できるように、情報提供機能を充実させます。

地域の中での身近な相談相手である民生委員・児童委員の活動を支援し、連携を更に強化します。

【主な事業】

- 相談支援体制の充実
- 民生委員・児童委員協議会活動への支援

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
ボランティア登録団体数（団体）	社会福祉協議会への登録団体数	43	50
地域見守りネットワーク協定締結事業所数（事業所）	日常業務内での見守りについて協定を締結している事業所数（累計）	41	45
民生委員・児童委員の定足率（％）	民生委員・児童委員の定数に対する充足率	99.0	100.0

市民の役割

- ・ 地域福祉に対する理解を深め、地域社会の一員であるという自覚を持つことが望まれます。
- ・ 地域における福祉活動の担い手になることが望まれます。
- ・ 保健福祉サービスの適切な利用が望まれます。

関係計画等

- ・ 第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画
（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）
- ・ 第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・ 第3期羽生市障がい者計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- ・ 第6期羽生市障がい福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・ 第2期羽生市障がい児福祉計画（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・ 第2期羽生市子ども・子育て支援事業計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）
- ・ 第3次羽生市健康づくり計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）



移動販売



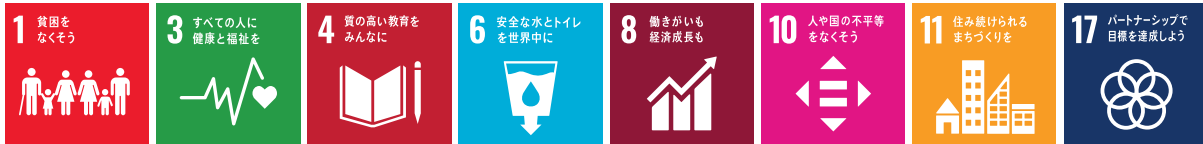
民生委員・児童委員の定例会

3-2 障がい者支援の推進 —障がい者が安心して暮らし働けるまちをつくります—

□ 施策の目的

障がいのある方もない方も、誰もがお互いに人格や個性を尊重しながら、地域の中で共に暮らせる共生社会を目指し、障がいのある方が社会の一員として安心して暮らし、働けるまちを実現します。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市の障害者手帳等の所持状況は、令和3（2021）年3月末現在、身体障害者手帳1,646人、療育手帳528人、精神障害者保健福祉手帳439人、自立支援医療（精神通院）利用者805人となっており、手帳等の所持者は年々増加傾向にあります。

平成30（2018）年4月には、障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい者（児）が個人の尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むため、必要な障がい福祉サービスや地域支援事業の提供等を実施しています。

本市においても、障がい者支援を推進するため、広報誌等による理解促進や「羽生市障がい者計画」等の策定・推進、「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の周知・啓発に取り組んでいます。

また、障がい福祉サービスについても適正に実施するとともに、相談支援事業や就労支援事業を推進することで、より一層の充実に努めています。

前期基本計画中には、「第6期羽生市障がい福祉計画」・「第2期羽生市障がい児福祉計画」を策定し、令和3（2021）年度から3年間の福祉サービスの見込みや確保方策の目標を設定し、支援を行いました。

また、行田市、加須市と共同で、北埼玉地域障がい者支援協議会*を開催し、地域課題や取組状況の確認、障害者差別解消に関する調査報告を行いました。

相談支援事業を障がい者支援を行う社会福祉法人に委託することにより、相談支援体制の充実が図られましたが、今後の更なる相談支援体制の強化や整備をするにあたり、基幹相談支援センター*の設置について検討する必要があります。

「障がい」の表記について

本市では、「障害」の「害」という字が与える印象を考慮し、法令等で定められている項目や固有の名称を除き「障がい」とひらがなで表記します。

□ 施策の課題

1	障がい者への理解促進
2	障がい者の権利擁護
3	相談支援体制の充実
4	雇用や就労の促進
5	障がい者の社会参加への支援

■ 主な取り組み

（1）障がい者への理解促進

様々な障がいについて、正しく理解し、障がい者への差別や偏見をなくすよう啓発を進め、障がい者が地域の中で自分らしく、安心して暮らすことができるよう支援します。

【主な事業】

- 広報誌やホームページを活用した広報・啓発
- 「羽生市障がい者計画」、「羽生市障がい福祉計画」及び「羽生市障がい児福祉計画」の周知

（2）障がい者の権利擁護

「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の周知・啓発を図り、差別や虐待を防止します。

また、差別や虐待についての相談窓口及び差別事例の共有化や紛争解決を図るための障害者差別解消支援地域協議会*の適切な運営、障がい者の権利を守るため「成年後見制度*」の普及・啓発を行います。

【主な事業】

- 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」の周知・啓発
- 相談窓口の運営
- 障害者差別解消支援地域協議会の運営
- 成年後見制度利用支援事業

（3）総合的な相談体制の充実と福祉サービスの推進

障がいについての様々な相談に適切に対応できるよう、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。

また、障がい者が地域で安心して生活ができるよう各種サービスを提供します。

【主な事業】

- 障がい者生活支援センター*相談事業
- 障がい福祉サービスの提供
- 福祉手当等の支給

（4）就労に向けた支援の強化

障がい者就労支援センター*の活動を充実させるとともに、ハローワークや障がい者の就労支援機関と連携し、障がい者の就労の促進や定着を図ります。

【主な事業】

- 障がい者就労支援センター相談事業
- 障がい者支援協議会就労部会*の開催
- 就労系福祉サービスの提供

(5) 社会参加の促進

障がい者が地域の中でいきいきと生活できるよう、外出支援やスポーツ・レクリエーション、文化活動への参加を促進します。

また、障がい者団体やボランティア団体と連携し活動を支援します。

【主な事業】

- 地域生活支援事業*
- 障がい者団体等への活動支援
- 障がい者スポーツ大会の開催

目標指標

指標名(単位)	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
障がい者就労支援センターの支援による就労者数 (就労継続支援A型*含)(人)	1年間の就労者数	21	25
日中活動系サービス*利用者数(人)	1年間の利用者数	367	330
地域生活支援事業利用者数(人)	1年間の利用者数	※1,436	1,770

市民の役割

- ・障がい者に対する理解を深めることが望まれます。
- ・障がい者の社会参加への支援が望まれます。

関係計画等

- ・第3期羽生市障がい者計画(平成30(2018)年度～令和5(2023)年度)
- ・第6期羽生市障がい福祉計画(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)
- ・第2期羽生市障がい児福祉計画(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)
- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画
(令和4(2022)年度～令和8(2026)年度)



大天白神社「藤の花」



羽生駅東口

3-3 高齢者支援の推進 —高齢者が安心して暮らせるまちをつくります—

□ 施策の目的

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らすことができるよう、地域包括支援センターをはじめとする総合相談体制の充実を図り、引き続き、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ります。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

本市の高齢者人口は年々増加傾向にあり、高齢化率は令和4（2022）年3月現在で30.5%となっています。これは、平成29（2017）年11月現在と比べ2.6ポイント上昇し、約1,000人増加しています。また、本市で行っている高齢者関係調査では、75歳以上の単身高齢者等の増加傾向もみられ、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる体制づくりが更に必要とされています。

前期基本計画期間中には、平成29（2017）年4月に市内3か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者等の総合相談を行い、支援や啓発を行ってきました。

また、地域での支え合いや介護予防に関する取組として、生活支援活動拠点*を8か所設置し、市内8地区38か所で実施されている、いきいき百歳体操の活動支援を行っています。更に、医療・介護連携事業を促進し、地域包括ケアシステムの深化に取り組んでいます。

一方、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行により活動が制限され、多くの事業の中止や延期等を余儀なくされました。

少子高齢化はますます進展していくと予測されているため、「第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、介護保険制度の健全かつ安定的な運営と更なる地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組む必要があります。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、今後の計画や事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

□ 施策の課題

1	高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができる仕組みづくり (地域包括ケアシステムの深化)
2	高齢者の権利擁護と虐待防止 (虐待の早期発見と迅速な対応)
3	高齢者が生きがいを持ちながら活躍できる場づくり
4	高齢者の健康や生活機能の維持・向上及び支援体制づくり

■ 主な取り組み

（1）地域包括ケアシステムの深化

団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年までに、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしをいつまでも続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいを一体的に提供する、地域包括ケアシステムの深化を図ります。

【主な事業】

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症初期集中支援事業
- 各種高齢者見守り事業（高齢福祉サービス、消費者被害防止事業等）

（2）高齢者の権利擁護の推進

高齢者の権利を守るため、「成年後見制度」の普及・啓発を行います。また、多様な見守り活動、生活相談、ネットワーク会議の充実を図りつつ、関係機関との連携強化を行いながら、高齢者虐待の早期発見及び迅速な対応により、虐待防止を図ります。

【主な事業】

- 成年後見制度普及啓発事業
- 虐待防止ネットワーク*事業（総合相談事業、虐待ネットワーク会議等）

（3）高齢者の活躍の場づくりの推進

高齢者が生きがいを見つけ、地域の一員として社会に参画し活躍できるように支援します。また、地域での高齢者の交流や市民の主体的な介護予防への取組を支援します。

【主な事業】

- 老人クラブ支援事業
- 地域介護予防ボランティア養成事業
- シルバー人材センター*就労促進事業
- 高齢者大学事業

（4）高齢者の健康や生活機能の維持・向上及び支援体制づくり

高齢者がいつまでも健康を維持し、住み慣れた地域で生活ができるように、要介護状態にならないためのフレイル*予防・介護予防事業を推進します。また、理学療法士、薬剤師等の専門職が参加する地域ケア会議*（自立支援型）を定期的開催し、高齢者の生活機能の維持・向上及び自立のための支援体制を確立します。

【主な事業】

- いきいき百歳体操普及事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業
- 地域ケア会議（自立支援型）事業
- 健康体操事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
第1号被保険者の要介護（要支援）認定率（%）	第1号被保険者認定者数／第1号被保険者数 ※値の上昇を目標値内に抑える	15.6	17.0
生活支援活動拠点の数（箇所）	生活支援活動拠点の設置数（累計）	8	14
いきいき百歳体操参加者数（サポーター含む）の高齢者人口に占める割合（%）	参加者数／65歳以上人口	7.9	10.0

市民の役割

- ・地域での支え合いや介護予防に関する地域の取組に関心を持ち、自分のできる範囲で参加することが望まれます。
- ・支援を必要としている高齢者等を地域全体で見守ることが望まれます。
- ・高齢者は長年培ってきた知識や経験を生かし、地域での活動に積極的に参加することが望まれます。

関係計画等

- ・第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）
- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画
（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）



いきいき百歳体操



郷土料理「いがまんじゅう」作り

3-4 健康づくりの推進 —誰もが健康に過ごせるまちをつくります—

□ 施策の目的

「生涯を 笑顔で 楽しく 健康に！」を基本に、市民一人ひとりが主体となって、健康寿命*の延伸のために正しい生活習慣を身につけ、生涯にわたり健康な生活が送れるまちをつくります。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

急速な高齢化と生活様式や社会環境の変化に伴い、がん、循環器疾患、糖尿病などの生活習慣病が増えています。また、令和2（2020）年1月から流行した新型コロナウイルス感染症の影響で外出を控えたことによる「健康二次被害*」も問題となっています。

前期基本計画期間中には、健康意識を高めるため、新型コロナウイルス感染症流行下においても市民が楽しみながら健康づくりに参加できる健康チャレンジ事業を推進し、生活習慣病の予防対策としては、市民への情報提供や健康相談を実施しました。また、疾病の早期発見・早期治療のため、各種健（検）診等を行ってきました。

乳幼児の健全発達の支援強化を目的に「子育て世代包括支援センター」を設置し、乳幼児の健康状態を把握し、疾病の早期発見・早期治療・早期療育につなげるための支援や、乳幼児期の養育環境を整えるための規則正しい生活習慣の普及に努めました。

また、令和4（2022）年3月に、社会情勢に応じて見直しを行った「第3次羽生市健康づくり計画」に基づき、健康づくり施策に取り組んでいます。

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、集団での健康教育講座等の開催が出来ない状況となりましたが、その経験も生かした柔軟な計画や事業を立案し実施していく必要があります。

□ 施策の課題

1	健康意識の醸成
2	疾病予防対策や保健サービスの推進
3	健康づくりを支える環境づくり
4	生活習慣病の発症と重症化の予防
5	乳幼児の健全な発達の支援

□ 主な取り組み

（1）健康増進事業の推進

市民の健康づくりの支援体制を整え、健康づくりを支える人材を育成し、市民が楽しみながら参加できる事業を推進します。

【主な事業】

- 健康チャレンジ事業
- 食生活改善推進員育成支援事業
- 健康運動普及推進員育成支援事業

(2) 感染症予防対策の推進

新型感染症の予防対策について、関係機関と連携して推進します。また、定期予防接種や任意接種による感染症予防も引き続き推進します。

更に、動物由来感染症についても注意喚起を行います。

【主な事業】

- 新型感染症予防対策事業
- 定期予防接種及び任意予防接種事業
- 小児インフルエンザ助成事業
- 免疫消失任意予防接種事業
- 動物由来感染症の予防事業

(3) 各種健（検）診事業の実施

生活習慣病などによる疾病の早期発見・早期治療のために、国民健康保険被保険者の特定健康診査や後期高齢者医療被保険者の健康診査及びがん検診や成人歯科健診など、各種健（検）診事業を実施します。

また、市民が自ら健康管理できるよう、受診しやすい体制を整えます。

【主な事業】

- 特定健康診査（国民健康保険制度）
- 健康診査（後期高齢者医療制度）
- 基本健康診査
- 人間ドック等助成事業（国民健康保険制度・後期高齢者医療制度）
- 各種がん検診・ピロリ菌検査
- 成人歯科健診
- 骨粗鬆症予防健診

(4) 生活習慣病等の予防対策の推進

生活習慣による疾病の発症や重症化の予防、心の健康を維持するための各種健康講座の開催や健康相談を実施します。

また、食を通じて健康なからだや豊かな心を育む食育の推進と歯と口の疾病予防のための事業の充実を図ります。

【主な事業】

- 各種健康講座
- 調理実習など食育の推進事業
- 健康運動教室などの運動普及事業
- こころの健康相談

(5) 乳幼児の健全な発育発達の支援

乳幼児期からの健全なからだと心の育成のため、乳幼児健診や相談の充実を図ります。また、関係機関と連携し、適切な支援を実施します。

【主な事業】

- 乳幼児健診事業
- 赤ちゃん訪問事業
- 乳幼児健全発達事業

目標指標

指標名(単位)	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
健康づくり事業・教室への参加人数(人)		※7,746	13,000
特定健康診査受診率(%)	受診者数/国保加入者のうち特定健康診査の対象者数	38.3	60.0
健康寿命(年)	65歳に達した人が健康で自立した生活を送ることが出来る期間	男性 17.38 女性 20.85	男性 18.0 女性 21.0

市民の役割

- ・ライフステージ*に合わせた生活習慣を身につけることが望まれます。
- ・定期的に健(検)診やがん検診などを受診し、自分で健康管理をすることが望まれます。
- ・感染症から身を守り、感染拡大予防に努めることが望まれます。
- ・自ら積極的に健康づくりに取り組むことが望まれます。

関係計画等

- ・第3次羽生市健康づくり計画(令和4(2022)年度~令和8年度(2026)年度)
- ・羽生市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成27(2015)年3月策定)
- ・第3期特定健康診査等実施計画(平成30(2018)年度~令和5(2023)年度)
- ・第2期羽生市国民健康保険保健事業実施計画(平成30(2018)年度~令和5(2023)年度)
- ・第2期羽生市子ども子育て支援事業計画(令和2(2020)年度~令和6(2024)年度)



ウォーキングで健康づくり



はにゆうすすく (子育て世代包括支援センター)

3-5 スポーツの振興 —あらゆる世代がスポーツに親しむまちをつくります—

□ 施策の目的

誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも、元気で楽しくスポーツに親しむことができる環境をつくり、市民の体力増進と健康保持を目指します。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、様々なスポーツに触れる機会が増え、市民のスポーツ活動に対する意識が高まり、そのニーズも多様化しています。

本市では、少子高齢化や人口減少に加え、新型コロナウイルス感染症の流行により、スポーツ団体登録者数は減少しているものの、スポーツ活動をする市民の割合は一定の水準を維持しています。

前期基本計画期間中の取組としては、様々な種目のスポーツ大会やスポーツ教室を開催するとともに、多くの市民にスポーツ・レクリエーションを生活の一部として取り入れてもらえるよう、年齢や体力に関わらず親しめる、フロアカーリングをはじめとしたニュースポーツ*の普及を図りました。

スポーツ施設等については、市体育館及び中央公園等の管理運営に指定管理者制度を導入し、民間活力による効果的かつ効率的な施設運営により、スポーツ人口の増加を図りました。

平成22（2010）年度から取り組んでいるトップアスリート育成事業では、未来のトップアスリートの輩出を目指し、継続して実施してきたことから一定の成果を得ることができました。

一方、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行により活動が制限され、多くのスポーツイベントや事業が、中止又は延期等を余儀なくされました。

今後も、様々な競技スポーツの振興や子どもから高齢者までが楽しめるニュースポーツの普及等により、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会を充実させていきます。また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を生かし、スポーツイベントや事業を柔軟に立案・実施していく必要があります。

□ 施策の課題

1	市民がスポーツに親しめる環境づくり
2	市民へのスポーツ・レクリエーション機会の拡充
3	スポーツ・レクリエーション団体の活動支援
4	優秀なスポーツ選手の育成による競技力の向上とスポーツ意欲の高揚

■ 主な取り組み

（1）スポーツに親しめる環境づくり

市体育館等スポーツ施設の計画的な修繕を実施し、安全で利用しやすい施設を維持します。
また、指定管理者との協働により、利用者サービスの向上を図り、生涯スポーツ活動の拠点として、親しまれる施設運営を推進します。
小・中学校体育施設の開放事業を継続し、地域住民が気軽にスポーツに親しめる場を提供します。

【主な事業】

- 市体育館維持管理事業
- スポーツ施設等維持管理事業
- 学校体育施設開放事業

（2）スポーツ・レクリエーション機会の拡充

市民の健康・体力の保持増進を図るため、市が主催するスポーツ大会等の事業を充実させるとともに、指定管理者の持つノウハウを活用し、スポーツスクールや多種多様なスポーツ事業、新たなスポーツイベントの企画・開催等を通して、スポーツ人口の増加を図ります。
また、誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもできるニュースポーツとして、フロアカーリングに加え、新たな種目の普及に向け、地域への出前教室等を充実させます。

【主な事業】

- スポーツ大会等実施事業
- 新たなスポーツイベントの企画
- ニュースポーツ普及事業
- スポーツスクール事業

（3）スポーツ・レクリエーション団体の活動支援

体育協会をはじめとする各種スポーツ・レクリエーション団体への補助・後援等を継続するとともに、インターネット等を活用して各団体の活動状況を市民に情報発信するなど、引き続きその活動を支援します。
また、団体の活動を支える指導者の人材確保及び育成を支援します。

【主な事業】

- スポーツ活動団体支援事業
- スポーツ指導者支援事業

（4）優秀なスポーツ選手の育成

市民のスポーツに対する意欲を高め、市民に夢を与えられるよう、指定管理者と連携してプロチーム等によるスポーツ教室を開催し、優秀なスポーツ選手の育成を目指します。
また、子どもたちがトップレベルの選手等のプレー・指導を間近で体感できる機会を提供し、競技力の向上を図るとともに、指導者講習会を開催することにより、指導者の資質や技術の向上に取り組みます。

【主な事業】

- トップアスリート育成事業

目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
週1回以上スポーツ（ウォーキングや体操を含む。）をする18歳以上の市民の割合（％）	市民アンケート・市民意識調査	41.0	50.0
市内体育施設等の利用者数（人）	市体育館・中央公園・小中学校開放・各地区グラウンド等の利用者数	※185,020	280,000
各種スポーツ教室への参加者数（人）	スポーツスクール・出前教室・トップアスリート育成事業等への参加者数	※251	1,000
スポーツ団体登録者数（人）	市のスポーツ団体への登録者数（延べ）	3,245	3,245

市民の役割

- ・日常的にスポーツや運動に取り組み、健康・体力の保持増進に努めることが望まれます。
- ・スポーツ大会、スポーツ教室等への参加や身近なスポーツ施設等の利用など、気軽にスポーツに触れることが望まれます。

関係計画等

- ・第2期羽生市教育振興基本計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・第2期羽生市スポーツ推進計画（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）
- ・第3次羽生市健康づくり計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）
- ・第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）



さわやかマラソン



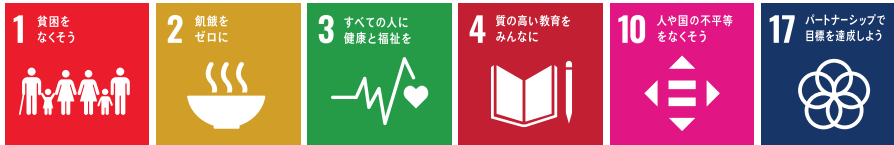
サイクリングロード（利根川自転車道）

3-6 社会保障の適正運用 — 社会保障が適正に受けられるまちをつくります —

□ 施策の目的

社会経済情勢が中長期的に変化する中であっても、国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、国民年金、生活保護等の公的社会保障制度を適正に運用し、市民が健やかで安心できる生活を支えています。

□ 関連するSDGs



□ 施策の現状

少子高齢化が急速に進展する中、本市予算においても社会保障諸制度の運用に係る歳出が大きな割合を占めるようになってきています。また、令和2（2020）年1月からの新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、経済的な支援を必要とする方が増加しています。

国民健康保険では、平成30（2018）年度から県と市を共同保険者とする制度が始まり、運営の安定化を進めており、令和9（2027）年度を目途に県下での運用基準が統一される予定です。また、マイナンバーカードと被保険者証の連携が開始されました。

後期高齢者医療制度では、団塊の世代が75歳を迎え、国民健康保険制度からの移行がピークとなる令和7（2025）年が迫っており、医療費の増加の抑制や高齢者の医療と介護の一体化事業の推進が求められています。

介護保険事業では、令和3（2021）年度に策定した「第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、高齢者の尊厳と自立支援を目的とした包括的な支援を推進しています。

国民年金制度は、法定受託事務として日本年金機構と連携しながら適正な運用に努めています。

生活保護制度等については、景気の低迷、高齢化、新型コロナウイルス感染症の流行等によって保護率が上昇する中、生活困窮者自立支援制度による支援の強化を進めています。また、貧困の状況にある子どもに対する環境整備と教育の機会均等を図っています。

今後も各制度の適切な運用により市民の生活を支えるとともに、健康増進による医療費増大の抑制や保険料等の適正な賦課徴収などにより、安定した制度運営を図っていきます。

□ 施策の課題

1	国民健康保険、後期高齢者医療制度の安定した制度運営
2	介護保険制度の適正運用
3	生活困窮者の自立支援の促進

■ 主な取り組み

（１）国民健康保険及び後期高齢者医療の適正運用と国民年金制度の周知・相談

国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、被保険者の健康の維持増進を図るため、一人当たりの医療費を抑制しつつ、適正な保険給付と効果的な保健事業を実施していきます。また、制度の健全な運営と税負担の公平性を確保するため、国民健康保険税の収納率向上を目指します。

国民年金制度については、日本年金機構と連携し、制度内容の周知と啓発に努めます。

【主な事業】

- 国民健康保険事業
- 後期高齢者医療制度
- 国民年金制度の周知・相談事業

（２）介護保険の適正運用

介護保険事業計画に基づき、地域ケア会議によるケアプランの適正化や給付適正化事業を推進するなど、介護保険制度の健全な運営を行います。

また、保険者として事業所に対する助言・指導等を行うとともに、地域密着型サービスに関する適切な指導・監督を行います。

【主な事業】

- 介護保険事業

（３）生活困窮者の適正な支援

生活に困窮する市民からの相談に適切に対応し、相談者の困窮度に応じた生活困窮者自立支援事業や生活保護事業による必要な支援を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障します。

また、就労可能な方に対しては、関係機関と連携して就労を促進し、更に貧困の状況にある子どもに学習支援等を行うなど、自立に向けた事業を実施します。

【主な事業】

- 生活困窮者自立支援事業
- 生活保護事業
- 就労支援事業

■ 目標指標

指標名（単位）	指標の説明	現在値	目標値
		R3(2021)	R9(2027)
国民健康保険税の現年度課税分収納率（％）		93.8	94.3
介護保険料の現年度賦課分収納率（％）		99.3	99.0
生活保護の就労率（％）	就労可とされた受給者が就労している割合	48.0	50.0

■ 市民の役割

- ・各保険加入者は、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を、納期限内に納付することが望まれます。
- ・介護保険加入者は、介護保険料を納期限内に納付することが望まれます。
- ・就労可能な方は、就労により、自立に向けて努力することが望まれます。

□ 関係計画等

- ・ 第3期特定健康診査等実施計画（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- ・ 第2期羽生市国民健康保険保健事業実施計画
（平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）
- ・ 第3期羽生市地域福祉計画及び地域福祉活動計画
（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）
- ・ 第8期羽生市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度）